

9-3
2-59

打合会における本省の態度

1. 公共団体が法の規定にしたがって委員会の設置をするものである。返上、不成立などは予想していない。  
積極的にやることを信ずる。
2. 教育委員会設置にあたっては、委員会法の趣旨に副つたものを設置すべきである。
3. 県が従来の方針に捉われ又は町村側に押されて変則的な方針をとつているところは、これを阻止するようにする。  
(イ) このような場合、文部省から言質をとるための質問がでる。  
(ロ) 眞に自信のあるもの以外は「組合方式」などとするべきではない。
4. 委員会が成立しない場合には救済する方法がないから作つて貰わねばならない。
5. 地方教委ができてきても給与の負担及び支払は従前通り県教委がやるものである。
6. 今回の指導は設置についての打合会が主で運営面は選挙後に手引(後編)を作つて行く。(その手引には条例や規約の準則も入れる。)
7. できるだけ時間をとつて質疑に答える。

局長挨拶と説明

1. 挨拶
2. 説明
  - 教育委員会法改正の経緯
  - 教育委員会制度の趣旨
  - 文部省の態度方針。(大臣談話、設置方針)
  - 予算措置について
  - 設置についての関係者(出席者)の協力について  
(特に返上論に対する指導について)
  - 中央と地方との連絡を密にすることについて  
改善の役を担ふといふこと(5-2)の
3. 解説
  1. 教育委員会制度の概要
  2. 教育委員会設置の手續  
以下手引書の説明
  3. 啓蒙宣伝資料の配布について

注意事項

1. 原則として会場には前日の夜までに到達し、県教委の関係者と所要の打合せを行うこと。
2. 司会は主催県に依頼する方が適当であろう。
3. 説明資料の不足に対する用意
4. 会議費の処理をすること

( 会議費は / 会場 8千円 )  
( 会場費        "     1千円 )

4 局長挨拶

相良
----



市町村教育委員会設置打合せ日程

白	7	8	9	10		11		12			13		14			15		16											
曜	日	月	火	水		木		金			土		日			月		火											
会場都府県	東京	東京	北海道	茨城	愛知	宮城	大阪	岐阜	静岡	福岡	群馬	和歌山	岩手	兵庫	岡山	香川	長崎	新潟	京都	秋田	広島	高知	熊本	長野	石川	山口	愛媛	鹿児島	
参加都府県	東京千葉埼玉	千葉神奈川	北海道	茨城	愛知三重	宮城福島	大阪奈良	岐阜	静岡	福岡佐賀大分	群馬栃木	和歌山	岩手青森	兵庫	岡山鳥取	香川徳島	長崎	新潟	京都	秋田小形	広島島根	高知	熊本宮崎	長野	石川福井	山口	愛媛	鹿児島	
講師	田中局長	田中局長	内藤課長	田中課長	冬原局長	岡田課長	久保田局長	伊藤課長	相良課長	北藤局長	前田課長	天城課長	洞田課長	稲田局長	近藤局長	相良課長	北岡課長	田中課長	稲田局長	内藤課長	田中局長	相良課長	北岡課長	田中課長	寺中局長	田中局長	相良課長	北岡課長	
説明者	木田 今村 石川	今村 吉里 大丸	岩間	安養寺 高橋	木田 波多江	岩間 吉里	天城 蛭田	木田 波多江	安養寺 高橋	今村 石川	安養寺 高橋	蛭田	岩間 吉里	天城 蛭田	木田 波多江	安養寺 高橋	今村 石川	安養寺 高橋	天城 蛭田	岩間 吉里	木田 波多江	安養寺 高橋	今村 石川	安養寺 高橋	天城 蛭田	岩間 吉里	木田 波多江	安養寺 高橋	今村 石川
備考	<p>都府県教育委員会関係、北岡校長、その他関係者          総務部局 2~3人          参加者は 未設置の市 2人づつ          町村関係 町代表 2人づつ          と基準とする。</p>																												

Sugura